

**新潟県と新潟労働局との雇用対策協定に基づく
令和5年度事業計画**

令和5年4月

新潟県・新潟労働局

- 1 目的
- 2 令和5年度の重点取組分野
 - (1) 県内就職及びU・Iターン就職の促進
 - 新規学卒者等の県内就職促進
 - U・Iターン就職の促進
 - (2) 「人への投資」各種施策の推進
 - 地域のニーズに即した訓練計画の策定
 - デジタル分野における公的職業訓練の実施
- 3 その他の分野別の実施方針・内容
 - (1) 多様な人材が活躍できる環境の整備
 - 働き方改革関連法に基づく取組の促進
 - 仕事と育児・介護の両立支援
 - 働き方改革の気運醸成及びさらなる周知
 - (2) 人手不足分野における人材確保対策等の推進
 - 人手不足分野の人材確保対策等の推進
 - (3) 若者の活躍促進
 - 若者の安定就職の実現に向けた支援
 - 若年無業者等に対する就労支援
 - (4) 就職氷河期世代への支援
 - 「にいがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を活用した取組の実施
 - 不安定な就労状態にある方に対する支援
 - 長期にわたり無業の状態にある方に対する支援
 - 社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする方に対する支援
 - (5) 女性の活躍促進
 - 女性管理職の登用促進
 - 仕事と育児・介護の両立支援
 - 再就職支援の強化
 - (6) 高齢者の活躍促進
 - 定年延長・継続雇用の促進
 - 再就職・新規就業支援の強化
 - 多様な就業機会の創出促進
 - (7) 障害者、難病患者、長期療養者の活躍推進
 - 障害特性の理解の促進
 - 障害者雇用の促進・職場定着支援
 - 障害者の職業能力開発の推進
 - 難病患者の就労支援
 - 長期療養者の就労支援

(8)外国人労働者の活躍推進

- 県内企業への就職を希望する外国人の支援
- 外国人労働者の適正な就労環境の確保
- 県内の外国人雇用に係る課題の共有と連携強化

1 目 的

少子高齢化や人口減少に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題がある本県において、県民一人ひとりが豊かで生き生きと暮らせる社会をつくるためには、若者、女性、高齢者、障害者等すべての働く人が、その持てる意欲と能力を十分発揮し、働きがい、生きがいを持って、十分に活躍できる職場環境を構築していくとともに、人材の確保と能力開発を促進し、生産性を高め、成長と分配の好循環による持続的な経済成長を維持していくことが不可欠である。

このためには、県内企業の魅力を発信してU・Iターンを含む若者の県内就職を促進するとともに、人手不足分野の人材確保も含めた人材ニーズに柔軟に対応した人材開発、成長分野への労働移動の円滑化支援といった「人への投資」や、働きやすい労働時間や休暇制度等の導入、賃金条件などの労働環境の整備に取り組むことが重要である。

新潟県と厚生労働省新潟労働局は、これらの諸課題に対応するため相互に連携した雇用施策を実施し、多様な人材が活躍できる雇用環境の整備を実現するために必要な令和5年度における取組事項を定めるものである。

2 令和5年度の重点取組分野

(1) 県内就職及びU・Iターン就職の促進

【現状と課題】

本県については全国よりも早いペースで人口減少局面を迎えており、分散型社会実現のための取組、人口減少問題に対する対応は喫緊の課題となっている。このため、若者の県内就職の促進や移住促進、U・Iターン就職の促進などは、最重要課題としてより一層取組を充実させる必要がある。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力に努め、共同で取組を進める。また、これらの取組について機動的に対応・検討を行うため、定期的の実務者で協議を行う。

○新規学卒者等の県内就職促進

新規学卒者等の県内就職促進のため、学生・生徒に対して県内企業の魅力等の情報発信や就職支援等の実施

○U・Iターン就職の促進

県外へ進学した学生等に対するU・Iターン就職の促進、県外在住者の本県への移住・定住を前提とした就業促進策の実施

県と労働局が共同で運営してきた「にいがた暮らし・しごと支援センター」の移転を契機とした一体的実施事業解消後の円滑なU・Iターン就職支援の実施

県と労働局とが協力して実施する内容

【新規学卒者等の県内就職促進】

- ・新潟新卒者等人材確保推進本部を通じた、関係機関連携による新規学卒者等に対する就職支援の実施
- ・県内企業の求人情報や企業情報を収集し、県内各学校（大学・専門学校、高校等）を通じた学生・生徒に対する周知の実施

【U・Iターン就職の促進】

- ・にいがた暮らし・しごと支援センターと県内ハローワークが連携し、U・Iターンを希望する学生・その他求職者のニーズに沿った職業相談、職業紹介の実施
- ・にいがた暮らし・しごと支援センター登録者の希望に応じて、県内ハローワーク担当者と直接オンラインでの相談等ができる体制の構築
- ・にいがた暮らし・しごと支援センター登録者に対する県内企業の求人情報や企業情報の提供
- ・にいがた暮らし・しごと支援センターホームページと新潟労働局職業安定部のホームページ（新潟ワークナビ）の相互リンク等による求職者へのイベントや求人情報

県が実施する内容

【新規学卒者等の県内就職促進】

- ・企業情報ナビ等による学生・生徒等に対する県内企業の魅力情報等の発信

【U・Iターン就職の促進】

- ・インターンシップ・マッチングイベントの開催
- ・県内企業と県外学生との交流会の開催
- ・県外学生の負担軽減のため、県内で就職活動等を行う際の交通費及び宿泊費の支援
- ・学生のU・Iターン就職促進のための協定大学の拡大
- ・県外大学保護者会におけるUターン就職に関する説明及び個別相談の実施
- ・県外大学1～2年生を対象とした県内企業への訪問ツアーの実施
- ・若年Uターン就職者の奨学金返還支援
- ・県内企業の採用力向上支援
- ・にいがた暮らし・しごと支援センターに相談員を配置し、「暮らし」と「しごと」のワンストップ相談及び伴走型支援（ハローワークへの相談希望者の案内を含む）の実施
- ・首都圏大学キャリアセンターへの情報提供活動の実施
- ・成長産業及び人手不足分野の人材を確保するため、首都圏若手人材と県内企業のマッチングイベントを開催し、U・Iターン就職を促進
- ・新型コロナウイルスの影響等により人材が不足している医療・福祉人材を確保するため、東京圏から県内に移住し就職した看護・介護・保育・障害福祉人材に対し、支援金を支給

労働局が実施する内容

【新規学卒者等の県内就職促進】

- ・新潟新卒応援ハローワーク及び県内ハローワークにおける、合同企業説明会等の開催
- ・高校・大学等との連携を強化し、ハローワークに配置されている就職支援ナビゲーターを中心とする、オンラインも活用した就職支援
- ・中学生・高校生を対象に職業意識形成支援事業（職業講話等）の実施を通じた職業意識の形成支援

【U・Iターン就職の促進】

- ・にいがた暮らし・しごと支援センターからハローワークに案内されたU・Iターン希望者に対するオンライン相談等による職業相談・職業紹介の実施
- ・にいがた暮らし・しごと支援センター登録者に対する県内企業の求人情報の提供
- ・県内ハローワークにおける、U・Iターン希望者に対する求人情報等の提供

* 年間目標（令和5年度目標値）

- ・ 新規学卒者の県内就職率：
（数値は、5月開催予定の新潟新卒者等人材確保推進本部において決定）
- ・ 協定大学卒業者のUターン就職率：33.5%

(2)「人への投資」各種施策の推進

【現状と課題】

少子高齢化・生産年齢人口の減少という本県の構造的な課題に加え、デジタル化の進展等産業構造が変化していく中で、企業の生産性向上、デジタル人材の育成、デジタル・グリーンといった成長分野への労働移動の円滑化が求められている。

企業の生産性向上については、生産性向上に繋がるデジタル人材育成のため、企業における従業員教育や学び直し等への支援のほか、業務の効率化等に取り組むための人材育成への支援等を促進する必要がある。

また、デジタル環境に適応した能力開発の重要性が高まっており、公的な職業訓練において、デジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成が求められていることから、デジタル分野の訓練受講促進と修了後の就職支援を強化する必要がある。

加えて、希望する労働者が成長分野に円滑に労働移動するために必要なスキルアップの支援や、在籍型出向など新たな経験を通じたキャリアアップや能力開発といった視点を持って、各種取組を推進することが必要である。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力に努め、共同で取組を進める。

○地域のニーズに即した訓練計画の策定

新潟県地域職業能力開発促進協議会において、人材ニーズと求職者ニーズに即した「新潟県地域職業訓練実施計画」を策定

○デジタル分野における公的職業訓練の実施

新潟県、労働局、テクノスクール、ハローワーク及び訓練委託先である民間訓練実施機関との連携強化による、デジタル分野に係る公的職業訓練の実施によるデジタル人材の確保

県と労働局とが協力して実施する内容

【訓練実施機関とハローワークが連携した受講促進、就職支援】

- ・人材ニーズを反映したデジタル分野の訓練コースの設定
- ・訓練実施機関とハローワークが連携した訓練情報の提供による求職者の受講促進及び就職支援の強化

【人材開発支援助成金を活用した人材育成の促進】

- ・人材開発支援助成金に係る認知度向上及び「人への投資促進コース」、「事業展開等リスキリングコース」の周知・広報

【人材育成メニュー設定のための訓練実施機関等への周知】

- ・人材開発支援助成金の活用に関わる人材育成メニュー設定のための訓練実施機関への制度周知

【新潟県在籍型出向等支援協議会を活用した在籍型出向による労働者のキャリアアップ等の促進】

- ・新潟県在籍型出向等支援協議会の構成機関と連携し、在籍型出向による新たな経験を通じたキャリアアップや能力開発への効果にかかる周知・啓発の実施

県が実施する内容

【地域のニーズに即した訓練計画の策定】

- ・ものづくり産業の成長を支える人材の確保・育成、及び女性・高齢者等の活躍促進に向けた職業訓練の充実
- ・デジタル人材、及び人手不足職種（介護・建設分野）における人材の確保・育成
- ・企業の従業員教育を支援する在職者訓練の実施
- ・若年求職者の安定就労支援に対するデュアルシステム訓練の実施
- ・障害者の多様なニーズに対応した機動性のある職業訓練の実施

【デジタル分野における公的職業訓練の実施】

- ・求職者のニーズに合うよう、様々な職業訓練を実施
- ・企業の要望や受講者のライフスタイルに柔軟に対応した様々なリスキリングコースの実施

労働局が実施する内容

【適格な受講あっせんと訓練受講者への就職支援】

- ・あらゆる機会を利用したハロートレーニングの十分な周知・広報の実施
- ・訓練希望者に対する適格な受講あっせんによる訓練機会の促進
- ・訓練開始前から訓練修了後までのきめ細かな個別・伴走型支援による再就職支援の実施

【人材開発支援助成金の活用促進】

- ・企業におけるデジタル人材・高度人材の育成や労働者の自発的な能力開発を促進するため、人材開発支援助成金に創設された「人への投資促進コース」の積極的な勧奨による活用促進
- ・新たな分野への展開及びデジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための「事業展開等リスキリングコース」の活用促進

【賃金上昇を伴う労働移動の支援】

- ・労働移動に伴う経済的リスクを可能な限り最小化し、より高い賃金で新たに人を雇い入れた企業への支援等、人材の活性化を通じた賃金上昇の好循環を目指すため、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）及び特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）等を活用した賃金上昇を伴う労働移動の推進

【在籍型出向を活用した労働者のキャリアアップ等の促進】

- ・賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主に助成する「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」の活用に向けた周知・広報の実

施

* 年間目標（令和5年度目標値）

- ・ 求職者支援訓練におけるデジタル分野の訓練コース設定：全体の24.0%
- ・ デジタル分野における訓練修了者の就職率
新潟県が実施する離職者訓練：80.0%
IT分野訓練修了者の就職者数：200人
求職者支援訓練：63.0%

3 その他の分野別の実施方針・内容

(1) 多様な人材が活躍できる環境の整備

【現状と課題】

少子高齢化・生産年齢人口の減少という本県の構造的な課題がある中で、県民一人ひとりが豊かでいきいきと暮らせる社会をつくるためには、若者、女性、高齢者、障害者等すべての働く人が、その持てる意欲と能力を十分発揮し、働きがい、生きがいを持って、十分に活躍できる職場環境を構築していくとともに、人材の確保と定着を促進し、生産性を高め、持続的な経済成長を維持していくことが不可欠である。

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得促進、同一労働同一賃金等を内容とした「働き方改革関連法」が平成31年度から順次施行され、県内でも働き方改革の取組が進められてきたところであるが、本県においては依然、全国平均と比較して、労働者の年次有給休暇取得日数が少なく、年間総実労働時間が長い傾向にある。また、コロナ禍を経て、ライフスタイルの変化に対応した、多様な働き方の推進など、労働環境の整備等が一層求められている。

これらを踏まえ、誰もが活躍できる働きやすい環境を実現するため、長時間労働の是正をはじめとしたワーク・ライフ・バランスを推進するなど、働き方改革を引き続き推進する必要がある。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力に努め、共同で取組を進める。

○働き方改革関連法に基づく取組の促進

長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、過労死等防止・メンタルヘルス対策など

○仕事と育児・介護の両立支援

ワーク・ライフ・バランスの推進

○働き方改革の気運醸成及びさらなる周知

県内におけるさらなる働き方改革の推進に向け、県全体で取り組む気運の醸成及びさらなる周知

県と労働局とが協力して実施する内容

【働き方改革関連法に基づく取組の促進】

- ・長時間労働の抑制など過労死等防止対策、年次有給休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等に係る労働関係法令及び各種支援についての周知徹底

【働き方改革の気運醸成及びさらなる周知】

- ・「新潟県働き方改革推進会議」「新潟県働き方改革連絡協議会」などの開催を通じた気運の醸成及びさらなる周知

県が実施する内容

【仕事と育児・介護の両立支援】

- ・働く方へ両立支援制度の周知及び活用を促進
- ・男性の育児休業の取得促進に積極的な企業等に対する支援
- ・短時間就業等を希望する女性・高齢者等の新規就業促進（女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト）

【働き方改革の気運醸成】

- ・働き方改革のキャンペーンとして先進的な事例等を周知するセミナーを開催し、支援を希望する企業を国の支援（新潟働き方改革推進支援センター等）へ誘導

労働局が実施する内容

【働き方改革関連法に基づく取組の促進】

- ・過労死等防止啓発月間の11月におけるシンポジウムの開催や労使団体への協力要請等、長時間労働の削減、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う過重労働解消キャンペーンの実施
- ・長時間労働等が恒常的に行われているおそれがある事業場に対する重点的な監督指導の実施、違法な長時間労働を複数の事業場で行うなどの企業本社に対する局長指導や企業名公表制度の的確な運用
- ・大企業・親事業場による中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発
- ・「新潟働き方改革推進支援センター」を通じた中小企業における働き方改革推進の支援

【仕事と育児・介護の両立支援】

- ・改正育児休業法に基づく「産後パパ育休」の周知を通じた、男性の育児休業取得の推進
- ・育児・介護休業法に沿った規定の整備による、企業内の両立支援の充実の推進

(2) 人手不足分野における人材確保対策等の推進

【現状と課題】

本県は労働力人口の減少により多くの企業で人手不足感が強まっているが、特に医療・福祉、建設・警備、運輸などの分野ではさらに人手不足が深刻であり、いわゆるエッセンシャルワーカーとして社会生活に不可欠な職種も多く含まれるため、これらの業種の人材確保が喫緊の課題となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、離職やシフトの減少を余儀なくされた方もいるが、これらの人手不足分野では資格面などで未経験者の受入れが難しい場合も多く、職種転換や再就職支援に関する対策を積極的に進め、本人の意欲や能力を活かして活躍できる環境整備等に努めていくことが、より重要となっている。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力に努め、共同で取組を進める。

○人手不足分野の人材確保対策等の推進

有資格者・経験者の再就職支援、未経験者の資格取得・入職支援、補助的人材の確保支援

県と労働局とが協力して実施する内容

【人手不足分野の人材確保対策等の推進】

- ・ 医療・福祉、建設・警備、運輸の各分野において「人材確保対策推進協議会」を設置し、相互の施策についての理解促進、必要な情報の共有、人手不足分野の人材確保に係る具体的な連携事項の協議
- ・ 「介護就職デイ」就職面接会、「福祉のお仕事出張相談会」等の開催
- ・ 県福祉人材センター・ハローワーク連携事業連絡会議の開催
- ・ ハローワーク新潟（人材確保支援コーナー）と県福祉人材センターとの求職・求人情報の共有による相互支援
- ・ 県ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡会議の開催、「看護職員再就職支援相談会」の開催
- ・ ハローワーク新潟（人材確保支援コーナー）と県ナースセンターとの求職・求人情報の共有による相互支援
- ・ 県ナースセンターにおける看護職員就職個別相談会のオンライン開催
- ・ ハローワーク新潟（人材確保支援コーナー）と県ナースセンターによる施設向けセミナーの開催
- ・ 運輸事業者団体が行う、運輸業界の理解促進に向けたセミナー開催及びマッチング成立に向けた取組の支援

- ・ワーキングチームによる、人手不足分野における職業訓練コースの設定及び求人・求職ニーズに基づいた訓練カリキュラム開発の検証・改善
- ・「新潟県地域職業訓練実施計画」の策定及び本計画に基づき、産業の基幹を担うものづくり分野における、技能を継承する人材の確保・育成を支援する職業訓練の実施
- ・新潟県女性・高齢者等新規就業促進協議会をプラットフォームとした、職に就いていない女性・高年齢者の就業意欲の喚起、企業の人材活用に向けた環境整備の促進、求職女性とのマッチング支援（女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト）〔再掲〕
- ・若年者地域連携事業による、人材不足分野の魅力・情報発信のための広報及び企業における人材確保支援のためのイベントの開催

県が実施する内容

【人手不足分野の人材確保対策等の推進】

- ・成長産業及び人手不足分野の人材を確保するため、首都圏若手人材と県内企業のマッチングイベントを開催し、U・Iターン就職を促進（再掲）
- ・県内企業の採用力向上支援（再掲）
- ・デジタル、介護、建設、ものづくりなどの人手不足分野の職業訓練の実施
- ・介護事業所への参入促進のため、介護の魅力の情報発信や、介護福祉士養成施設での修学を支援する修学資金の貸付等の実施
- ・介護事業所への定着促進のため、資格取得のための研修受講や負担軽減・業務効率化のための介護ロボット等の導入等の支援
- ・建設業の魅力伝えるPR動画の作成支援
- ・建設関係団体が行う、ICT推進に資する技術向上や資格取得のための研修会等の開催、若手・女性従事者の定着促進を図るための研修・講習会等の開催、就職合同説明会の開催、在学生を対象とした入職促進のための出前講座等の開催に係る取組について支援
- ・運輸事業者団体が行う、運輸業界の理解促進に向けたセミナー開催やホームページ・Web広告・SNS等を通じた運輸業界の情報発信、事業者向けの採用活動支援等、運輸事業者と就職希望者とのマッチング成立に向けた取組の支援
- ・新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響及び雇用情勢に応じた適切な職業訓練の設定による離職者の再就職支援
- ・企業の要望や受講者のライフスタイルに柔軟に対応した様々なリスキリングコース（集合コース、オンライン及びe-ラーニング）を実施することで、デジタル関係の基礎知識や技能の習得を支援
- ・地域企業の人材育成ニーズに応じた在職者の知識・技術や技能の習得の支援

労働局が実施する内容

【人手不足分野の人材確保対策等の推進】

- ・各種業界セミナー、企業・施設見学会の開催

- ・ 業界団体と連携した企業向け人材確保セミナーの開催
- ・ 人手不足分野における職業訓練への積極的な誘導、受講あっせん及び訓練終了後の就職支援
- ・ 若年者地域連携事業による、人材不足分野の魅力・情報発信のための広報及び企業における人材確保支援のためのイベントの開催（再掲）

* 参考（中期目標）

- ・ 離職者訓練修了者の就職率：80%
- ・ ものづくり分野の訓練修了者の就職率：100%
- ・ IT分野の訓練修了者の就職者数：200人

(3) 若者の活躍促進

【現状と改題】

若者の雇用に関しては、新卒時の就職活動がうまくいかなかった場合や、職業に関する知識等が不足する中で離転職を繰り返した結果、安定的な就労に結びつかないことが多いといった課題がある。

また、このような非正規労働者の多くは、身分が不安定な有期雇用契約労働者で、労働条件も不安定であったり、雇止めのリスクを常に有するなどの課題があるだけでなく、職場にけるOJTなどの教育訓練機会に恵まれず、キャリア形成が図られにくいといった問題もある。

このように望まずして不安定な就労につかざるを得ない若者等に、安定的な就労の機会を実現させるため、若者が企業に定着し活躍できる環境づくりを進めるとともに、安定的な就職に困難を抱えている若者の再就職支援、キャリア形成支援に取り組む必要がある。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力に努め、共同で取組を進める。

○若者の安定就職の実現に向けた支援

キャリア形成支援・職業紹介、新規学卒者等の職場定着支援

○若年無業者等に対する就労支援

フリーター等若者への就職支援

県と労働局とが協力して実施する内容

【若者の安定就職の実現に向けた支援】

- ・若者しごと館/ジョブカフェによるキャリア形成支援、併設ハローワークにおける職業紹介
- ・若者向けのデュアルシステム訓練や学卒者向けの職業訓練への受講あっせん

【若年無業者等に対する就労支援】

- ・地域若者サポートステーションによる就職準備支援、地域の関係機関とのネットワークによる就職支援
- ・障害が窺われる若者への支援における、障害者就業・生活支援センターとの連携促進

県が実施する内容

【若者の安定就職の実現に向けた支援】

- ・新規学卒者等を対象に、ものづくり分野の職業訓練の実施

- ・ 学び直しにより安定雇用を促進するための長期の職業訓練の実施
- ・ 若年者進路選択事業（ワークトライアル）による、職業体験機会の提供、適職判断の支援
- ・ 雇用の安定化を支援するため、デュアルシステム訓練や雇用型訓練の実施

【若年無業者等に対する就労支援】

- ・ 地域若者サポートステーションがあっせんする職場実習の受入れ企業への支援（協力費の支給）

労働局が実施する内容

【若者の安定就職の実現に向けた支援】

- ・ 正社員等への安定就職に向けた職業訓練の受講あっせん、訓練修了後の就職支援
- ・ 就業経験の少ない若者に対する、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進
- ・ キャリアアップ助成金や人材開発支援助成金等の活用促進のため、年金事務所や業界団体等と連携したセミナー開催や、関係機関と連携した制度周知・広報

【若年無業者等に対する就労支援】

- ・ ハローワークと地域若者サポートステーションとの緊密な連携による支援対象者の就職促進

* 年間目標（令和5年度目標値）

- ・ 若者しごと館/ジョブカフェの就職者数：
286人（U・Iターン就職を除く）
- ・ ものづくり分野の訓練修了者の就職率：100%（再掲）

（４）就職氷河期世代への支援

【現状と課題】

現在、30歳代半ばから50歳代半ばの年代は、新卒時と雇用情勢が厳しい時期が重なり、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者も多く、いわゆる「就職氷河期世代」と呼ばれている。

このため、「就職氷河期世代支援に関する行動計画」（令和元年12月23日関係府省会議決定）に基づき設置した「にいがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」のもとで、福祉分野も含めて、国・県・市町村の施策が一体となって、不本意ながら不安定な就業形態での雇用を余儀なくされている、あるいは長期無業の状態にある等の就職氷河期世代に対して、一人ひとりの状況に応じてきめ細やかに、安定就労や社会参加に向けた支援を令和4年度までの3年間に集中的に取り組むこととして事業を推進してきたところである。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、国は令和6年度までの2年間で第2ステージとして位置付け、「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日関係府省会議決定）を定め、これまでの支援の効果も検証の上、効果的・効率的な支援に引き続き取り組むこととされたところである。

このため、本県としても引き続き「にいがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」のもとに関係機関が連携して、就職氷河期世代の支援を行っていく必要がある。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力に努め、共同で取組を進める。

- 「にいがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を活用した取組の実施
- 不安定な就労状態にある方に対する支援
- 長期にわたり無業の状態にある方に対する支援
- 社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする方に対する支援

県と労働局とが協力して実施する内容

【都道府県レベルのプラットフォームの活用】

- ・新潟労働局、新潟県をはじめ、新潟県内の経済団体、労働団体、支援機関等を構成員とする「にいがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を活用し、就職氷河期世代への効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理を統括

【不安定な就労状態にある方に対する支援】

- ・若年者ワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、就職氷河期世代を含む若年者を対象に、キャリアコンサルティングや、併設するハローワークにお

ける職業紹介等の支援を実施

【長期にわたり無業の状態にある方に対する支援】

- ・地域若者サポートステーションにおいて就職氷河期世代の無業者に対する相談を実施

【社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする方に対する支援】

- ・就職氷河期世代活躍支援事業における地域単位のプラットフォームの設置に努め、それぞれの地域で関係機関のネットワーク構築の取組を強化

県が実施する内容

【長期にわたり無業の状態にある方に対する支援】

- ・地域若者サポートステーションを核とした、各支援機関のネットワーク化の促進
- ・地域若者サポートステーションがあっせんする職場実習を受け入れる企業への支援（協力費の支給）

【不安定な就労状態にある方に対する支援】

- ・若年者進路選択事業（ワークトライアル）及びデュアルシステム訓練の実施による再就職支援

労働局が実施する内容

【不安定な就労状態にある方に対する支援】

- ・ハローワーク新潟に設置している「就職氷河期世代支援コーナー（就職氷河期世代専門窓口）」において、チーム支援による、就職相談、職業紹介、職場定着支援までの一貫した伴走型支援を実施

【長期にわたり無業の状態にある方】

- ・地域若者サポートステーションにおける、求職活動に向けた相談支援等の実施及び「就職氷河期世代支援コーナー（就職氷河期世代専門窓口）」との連携強化
- ・民間事業者に委託の上、就職氷河期世代の各種事業の周知・広報と支援対象者の掘り起こし、合同企業説明会による求職者と企業のマッチング
- ・労働局にコーディネーターを配置し、経済団体との協力の下で、職場体験・職場実習の機会を確保

* 参考計画期間（令和2年度～同6年度）の目標

【不安定な就労状態にある方】

- ・正規雇用者数の増加
令和6年度までの5年間で5,550人

【長期にわたり無業の状態にある方】

- ・サポステを中心に、当事者やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立につなげることを目指す。

【社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする方】

- ・ 支援対象者やそのご家族のニーズや状態に応じ、支援が必要な方には確実に支援が届くよう、身近な市町村に相談して、支援を受けられる体制を整備するとともに、地域の様々な関係機関がネットワークを構築することにより、支援対象者が社会とつながりながら地域で生活できることを目指す。

(5) 女性の活躍促進

【現状と課題】

本県の女性の労働力率を令和2年国勢調査で年齢階層別にみると、依然として30～34歳層をボトムにしたM字型カーブを示すが、全国に比べカーブは緩やかで、M字の底は全国より7.3ポイント高く、子育て期における女性の有業者数の落ち込みは少ない。

一方で、管理的職業従事者に占める女性の割合は令和2年国勢調査で13.1%と全国平均(15.7%)より低く、女性の管理職登用などのキャリアアップ支援が課題となっており、女性の継続就業や活躍推進を一層図る必要がある。

なお、結婚や子育て、介護等を機に離職する女性も依然多いことから、女性が意欲と能力に応じて働きやすい職場環境の整備、再就職のためのリスキリングなど学び直しの支援を一層強化する必要がある。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力に努め、共同で取組を進める。

○女性管理職の登用促進

働く女性のキャリア形成支援に取り組む企業等への支援

○仕事と育児・介護の両立支援

ワーク・ライフ・バランスの推進〔再掲〕

○再就職支援の強化

結婚・出産・介護等により離職した女性の再就職支援

県と労働局とが協力して実施する内容

【女性管理職の登用促進】

- ・女性活躍推進法に基づく「(プラチナ)えるぼし」企業認定制度、県ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録制度などの活用促進

【仕事と育児・介護の両立支援】

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「(プラチナ)くるみん」認定制度の活用促進
- ・両立支援助成金等の国の助成金の効果的な周知

【再就職支援の強化】

- ・新潟、長岡、上越の各地域において、「子育て女性等の就職支援協議会」を開催し、各機関の施策や取組、課題についての情報共有、子育て中の求職者に対して地域の実情に応じた就職支援が実施できるための体制構築
- ・育児や介護等の事情に配慮した短時間の職業訓練や託児サービス付の職業訓練コースの設定・受講あっ旋による、ライフステージに合わせた再就職の支援

- ・ 県が事業を委託するひとり親支援機関と連携した巡回相談の協力や、地域特有の課題の情報共有及び対策の検討等、求職者ニーズに応じた支援
- ・ 新潟県女性・高齢者等新規就業促進協議会をプラットフォームとした、職に就いていない女性の就業意欲の喚起、企業の人材活用に向けた環境整備の促進、求職女性とのマッチング支援（女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト）〔再掲〕

県が実施する内容

【女性管理職の登用促進】

- ・ 働く女性のキャリア形成支援講座や産業界を牽引する女性リーダー養成講座の開催、女性のキャリア形成に向けた環境整備に取り組む県内先進企業の支援
- ・ 県ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）に対する、建設工事公共調達の入札参加資格における一般事業主行動計画策定実績への加点、アドバイザー派遣などによる更なる環境づくりの支援

【再就職支援の強化】

- ・ 一時離職者等を対象とした就労支援型セミナーの開催
- ・ ライフステージの状況に合った短時間の職業訓練「育児等両立支援コース」による再就職支援

労働局が実施する内容

【女性管理職の登用促進】

- ・ 女性管理職登用の拡充等を盛り込んだ一般事業主行動計画の進捗確認と指導（女性活躍推進法の履行確保のための企業指導）

【再就職支援の強化】

- ・ マザーズハローワーク新潟、マザーズコーナー（ハローワーク長岡・上越）における担当者制等による就職支援、的確な職業訓練の受講あっせん及び各種セミナーの実施
- ・ マザーズハローワーク新潟における「オンラインマザーズハローワーク」の実施
- ・ 短時間の職業訓練「育児等両立支援コース」への誘導や訓練受講の際の託児サービスの情報提供など、子育て女性等のリカレント教育の推進
- ・ 自治体等と連携した相談窓口の設置（市役所庁舎内に常設もしくは巡回の相談窓口、アウトリーチ型の支援）、職業相談から就職及び職場定着までの支援
- ・ 8月の児童扶養手当現況届の提出時期に合わせたひとり親就労支援の臨時相談窓口の設置（出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン）

* 参考（中期目標）

- ・ ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数：
令和8年度末まで1,740社

(6) 高年齢者の活躍促進

【現状と課題】

健康寿命の延伸を背景に元気で就労の意欲にあふれる高年齢者が増加する中、誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境の整備が必要なことから、令和3年4月から施行された改正高年齢者雇用安定法では70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされたところであり、各企業に法に則した制度の導入促進について、一層周知・啓発を図っていく必要がある。

また、退職後も社会参加が可能となるよう、高年齢者の相談窓口である生涯現役支援窓口における職業経験や就労ニーズを踏まえた職業生活の再設計に係る支援等により、再就職の促進を図るとともに、臨時的・短期的な就業等ライフスタイルに応じた多様な就業機会の創出を促進し、地域における高年齢者の活躍の場の拡大を図る必要がある。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力に努め、共同で取組を進める。

○定年延長・継続雇用の促進

継続雇用年齢の引き上げや定年延長、創業支援等措置等により年齢に関わりなく安心して働くことのできる制度の導入促進

○再就職・新規就業支援の強化

年齢等に配慮した相談支援・職業紹介、職業訓練・就業準備支援

○多様な就業機会の創出促進

高年齢者の多様なニーズに応じた、柔軟な雇用管理制度の導入による新規雇用拡大、就業機会拡大に向けた地域の取組支援

県と労働局とが協力して実施する内容

【定年延長・継続雇用の促進】

- ・高年齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する65歳超雇用推進支援の活用促進やセミナー開催への協力、70歳就業確保措置を企業の努力義務とする改正高齢法の周知・啓発による気運の醸成

【再就職・新規就業支援の強化】

- ・高年齢者等に配慮した職業訓練の実施、キャリアに応じた再就職支援
- ・新潟県女性・高年齢者等新規就業促進協議会をプラットフォームとした、職に就いていない高年齢者の就業意欲の喚起、企業の人材活用に向けた環境整備の促進、求職高年齢者とのマッチング支援（女性・高年齢者等新規就業促進プロジェクト）〔再掲〕

【多様な就業機会の創出促進】

- ・シルバー人材センター事業を通じた就業機会の拡大

- ・生涯現役促進地域連携事業を通じた、高年齢者の就業機会の拡大や企業の高年齢人材活用に向けた気運の醸成、高年齢者の雇用やシルバー人材センターにおける就業等の促進

県が実施する内容

【再就職・新規就業支援の強化】

- ・高年齢者等に配慮した職業訓練の実施

【多様な就業機会の創出促進】

- ・新潟県シルバー人材センター連合会の活動支援
- ・シルバー人材センターが取り扱う業務の要件緩和措置

労働局が実施する内容

【再就職・新規就業支援の強化】

- ・生涯現役支援窓口における経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や求職者担当者制による効果的な職業相談・職業紹介の実施及び生涯現役支援セミナーや職場見学・職業体験の実施
- ・高年齢者が応募可能な求人（シニア歓迎求人）の確保に努めるとともに生涯現役支援窓口において職場見学・職場体験・セミナー等を実施

【多様な就業機会の創出促進】

- ・各シルバー人材センターによる会員拡大やマッチング機能の強化に向けた取組の支援（高齢者活用・現役世代雇用サポート事業）
- ・新潟県シルバー人材センター連合会に委託して実施する就業体験や技能講習等（高齢者活躍人材確保育成事業）を通じた、シルバー人材センターの会員拡大、人手不足分野等の担い手としてシルバー人材を活用する企業の拡大、デジタル利用促進事業による業務効率化の支援
- ・高年齢者等に配慮した職業訓練の受講あっせん、訓練修了後の就職支援

* 年間目標（令和5年・5年度目標値）

<令和5年目標値>

- ・高年齢者の雇用状況に係る「66歳以上働ける制度のある企業割合」、「70歳以上働ける制度のある企業割合」、「70歳までの就業確保措置実施済企業割合」：令和4年実績を上回る

<令和5年度目標値>

- ・高年齢者（55歳以上）の就職率（常用計）：令和4年度実績を上回る

* 参考（中期目標）

- ・高年齢者（55歳以上）の訓練修了者の就職率：70%

(7) 障害者、難病患者、長期療養者の活躍促進

【現状と課題】

本県の障害者雇用状況については、令和4年6月1日現在の民間企業（43.5人以上規模）における障害者実雇用率は2.23%と、前年比で0.03ポイント上昇し、11年連続で過去最高となったものの、法定雇用率達成企業割合は57.2%にとどまっており、法定雇用率未達成企業のうち、58.6%が障害者雇用ゼロ企業となっている。

このため、障害者の雇用準備から職場定着までの一貫した「チーム支援」、職場実習の実施、職業能力開発などを推進するとともに、地域の関係機関と連携し、多様な障害特性を理解して雇用に取り組む企業への支援を強化する必要がある。

また、障害特性も多様化しているほか、難病患者やがん等の疾病による長期療養者等の個々の病状に合わせ、医療機関等と連携し、きめ細かな就職・雇用継続に向けた支援を実施する必要がある。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力を努め、「新潟県障害者雇用促進プロジェクトチーム」とも連携し取組を進める。

○障害特性の理解の促進

障害特性や特性を踏まえた合理的配慮、雇用事例、就労支援機関等について企業が知る機会の提供、社内人材養成の支援

○障害者雇用の促進・職場定着支援

雇用準備からマッチング、職場定着までの一貫支援

法定雇用率の引き上げを見据えた計画的な障害者雇用の取組の周知

○障害者の職業能力開発の推進

希望する職種等に必要な職業能力が不足する障害者に対する職業能力開発の機会の提供

○難病患者の就労支援

多様な症状の特性を踏まえた就労・雇用継続の支援

○長期療養者の就労支援

がん等の疾病により長期の療養が必要な者の就職支援、治療と仕事との両立支援

県と労働局とが協力して実施する内容

【障害特性の理解の促進】

- ・ 就労パスポートの普及、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催
- ・ 障害者雇用取組先進企業や就労支援事業所、特別支援学校等についての情報発信、見学会の実施
- ・ 企業と就労支援事業所、特別支援学校等との面談会の実施

【障害者雇用の促進・職場定着支援】

- ・事業主、その他県民一般に対する障害者雇用の理解を高めるためのセミナー等の実施
- ・障害者就業・生活支援センター事業を通じた、雇用準備から職場定着までの一貫支援
- ・障害者雇用の進め方、支援メニュー、各種助成金等を紹介した冊子「障害者雇用のみちしるべ」の作成など、支援制度の活用促進

【障害者の職業能力開発の推進】

- ・希望する職種等に必要な職業能力の不足に対応した職業訓練コースの設定、受講あっせん、訓練中及び訓練後の就職までの一貫した支援

【難病患者の就労支援】

- ・難病就労支援関係機関連絡会議を通じた情報共有
- ・難病患者就職サポーター（ハローワーク新潟）による新潟県・新潟市難病相談支援センターへの出張相談
- ・ハローワークと新潟県・新潟市難病相談支援センターとの求職者情報の共有

【長期療養者の就労支援】

- ・「新潟地域長期療養者就職支援担当者連絡協議会」（労働局・ハローワーク新潟、県、がん診療連携拠点病院等で構成）を通じた情報共有、就職支援に係る具体的な連携事項等についての協議
- ・長期療養者向け職業相談窓口（ハローワーク）の相談員によるがん診療連携拠点病院等への出張相談
- ・「新潟県地域両立支援推進チーム」による治療と仕事との両立支援

県が実施する内容

【障害特性の理解の促進】

- ・雇用企業事例集、事例紹介動画の活用
- ・障害者雇用の取組が優良な事業所の表彰、スマイル・カンパニー制度（障害者多数雇用事業者からの優先調達）の活用促進

【障害者雇用の促進・職場定着支援】

- ・障害者雇用率向上に取り組む企業への助成やコーディネーター派遣、ジョブコーチ養成研修受講に対する助成
- ・障害者就業・生活支援センターがあっせんする職場実習の導入促進（奨励・助成）を通じた、企業と障害者との、職場定着を見据えた丁寧なマッチングに向けた支援

【障害者の職業能力開発の推進】

- ・職業人として自立出来る様になるために、県立新潟テクノスクールにおいて総合的な実務の職業訓練機会を提供するとともに、障害の程度や能力に応じて企業や民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施

【難病患者の就労支援】

- ・西新潟中央病院内に設置した新潟県・新潟市難病相談支援センターにおける就労相談・就労支援

労働局が実施する内容

【障害特性の理解の促進】

- ・にいがた就労支援セミナー（企業就労理解促進事業）の開催
- ・法定雇用率未達成企業等を対象とした、先進企業、特別支援学校、就労支援事業所等の見学会の実施
- ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（出前講座）の積極展開
- ・特別支援学校生徒や障害者福祉施設利用者の職場実習先の開拓
- ・障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の認定促進、制度の活用促進

【障害者雇用の促進・職場定着支援】

- ・法定雇用率未達成企業に対する集団指導会や訪問指導等の実施、達成企業に対する障害者雇用の更なる取組の勧奨
- ・ハローワーク等のあっせんによる職場実習の機会拡大
- ・就労パスポートの活用を通じた、求職者の自己理解の促進や事業主による合理的配慮の円滑・適切な提供による職場定着の促進
- ・精神障害者雇用トータルサポーター等専門相談員によるきめ細やかな就労支援の実施
- ・求職者に対する地域の関係機関の連携による就職から職場定着まで一貫したチーム支援の実施
- ・障害者雇用ゼロ企業に対する採用の準備段階から採用後の定着支援までの一貫した「企業向けチーム支援」の実施
- ・職業生活相談員認定講習（公的機関対象）の実施

【障害者の職業能力開発の推進】

- ・職業訓練メニューの的確な提供、訓練説明会や見学会への参加勧奨による的確な受講あっせん

【難病患者の就労支援】

- ・難病患者就職サポーターによる、症状の特性を踏まえたきめ細かな就職支援、在職中に発症した者の雇用継続等の支援

【長期療養者の就労支援】

- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知

* 年間目標（令和5年・5年度目標値）

<令和5年目標値>

- ・障害者雇用率：法定雇用率を上回る

<令和5年度目標値>

- ・ハローワークを通じた障害者の就職件数：令和4年度実績以上

* 参考（中期目標）

- ・ 障害者の職業訓練による就職率：70%
- ・ 障害者雇用率：毎年6月1日時点で法定雇用率以上

(8) 外国人労働者の活躍推進

【現状と課題】

本県の事業主に雇用される外国人労働者数は、令和4年10月1日現在で10,705人と、前年同期比443人、4.3%増加している。外国人を雇用している事業所数は2,237事業所で、前年同期比98事業所、4.6%増加し、外国人労働者数、外国人雇用事業所数ともに平成19年に外国人雇用状況の届出が義務化されて以来、過去最高を更新した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための水際対策が緩和されてきており、今後更に外国人労働者の受入れが増加することが見込まれるところ、企業の採用・雇用管理において、日本人労働者の場合と比べて特に留意すべき事項も多いことから、適正な就労環境のもとで受入れが行われるよう指導、支援していく必要がある。

また、県内企業への就職を希望する外国人が、その能力を最大限発揮できるよう、受入れ企業及び外国人労働者に必要な支援体制を、関係機関が連携して構築する必要がある。

共同実施方針

次の事項について、県・労働局が協力して実施し、また、それぞれが実施する内容について周知や支援など相互協力を努め、共同で取組を進める。

- 県内企業への就職を希望する外国人の支援
- 外国人労働者の適正な就労環境の確保
- 県内の外国人雇用に係る課題の共有と連携強化

県と労働局とが協力して実施する内容

【県内企業への就職を希望する外国人の支援】

- ・多言語対応の相談窓口の周知
- ・外国人留学生と県内企業とのマッチングに向けた取組の実施

【外国人労働者の適正な就労環境の確保】

- ・就労に関する在留資格制度の周知、外国人を雇用する上で遵守する必要がある労働関係法令遵守の啓発

【県内の外国人雇用に係る課題の共有と連携強化】

- ・新潟県外国人労働者問題対策連絡会議を通じた東京出入国在留管理局新潟出張所や新潟県警察本部との連携による外国人雇用状況や問題事例発生状況（技能実習生の失踪など）の情報共有、必要な対策の協議・実施

県が実施する内容

【県内企業への就職を希望する外国人の支援】

- ・外国人材受入サポートセンターによる外国人留学生向けセミナーの実施、県内企業を知る機会の提供
- ・介護福祉士資格を取得し、介護職を目指す留学生を対象に、日本語学校在学中の学費・生活費及び介護福祉士養成施設在学中の生活費を支援する介護事業所への助成
- ・介護福祉士養成施設に修学する留学生に対する、返還免除条件付きの修学資金の貸付

【外国人労働者の適正な就労環境の確保】

- ・外国人材受入サポートセンターによる企業からの相談対応、企業向けセミナーの実施
- ・外国人介護人材が介護現場で円滑に就労できるよう、研修の実施やコミュニケーション支援等への助成、介護事業所向けセミナーの実施

労働局が実施する内容

【県内企業への就職を希望する外国人の支援】

- ・就労を目的として在留する外国人に対し、ハローワーク新潟に通訳員を配置する「新潟外国人雇用サービスコーナー」、各ハローワークで通訳支援を受けられる「ハローワーク多言語コンタクトセンター」や多言語翻訳機器などを活用した多言語による就職支援
- ・外国人労働者の安定的な就職や職場への定着に向けた取組の実施（外国人就労・定着支援事業）
- ・新潟新卒応援ハローワーク内に設置している「留学生コーナー」での外国人留学生に対する就職支援

【外国人労働者の適正な就労環境の確保】

- ・外国人を雇用する事業主に対し、外国人を雇用する上で遵守する必要がある各種関係法令や制度の周知啓発、外国人の雇用管理改善や雇用維持に向けた相談・指導の実施
- ・外国人雇用管理アドバイザーによる外国人労働者の雇用管理改善に資する助言や職業生活上の相談など、専門的な相談支援
- ・監督課に配置している外国人労働者相談コーナーにおける外国人労働者からの労働条件等に関する法令相談を実施（ベトナム語）